

役員等報酬及び費用代償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千代しゃくなげの会（以下「法人」という。）の理事、監事および評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用代償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等については、理事会等への出席1回につき日当及び交通費として

- 1, 500円を支給する。
- 2 評議員については、評議員会等への出席1回につき日当及び交通費として1, 000円を支給する。
- 3 監事には20, 000円、理事長には50, 000円を職責手当として支給する。
- 4 役員等が職員である場合は、その労務の対価としてこれを支給し、その額は評議員会で協議し決定する。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎会計年度終了時に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。
- 3 日当及び宿泊料は、職員の旅費規程に準じて支給する。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成19年10月16日より施行し、平成17年11月1日にさかのぼって適用することとする。

付 則 2

この規程は、平成23年1月28日より施行し、平成22年4月1日にさかのぼって適用することとする。

付 則 3

この規程は、平成24年1月20日より施行し、平成23年4月1日にさかのぼって適用することとする。

付 則 4

この規程は、平成26年3月26日より施行し、平成25年4月1日にさかのぼって適用することとする。

付 則 5

この規程は、平成29年4月1日より施行する。